20 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局

新

病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした市街化調整 区域内に立地する薬局のうち、申請内容が次に掲げる全ての事項 に該当すること。

- 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145 号) 第2条第12項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法(大正 11年法律第70号) 第63条第3項第1号に該当する保険薬局で、主た る業務が調剤を目的とする薬局であり、設置する合理的理由があ ること。
- 2 申請地は、病院又は診療所の敷地から50メートルの範囲に含まれ2 申請地は、病院又は診療所の敷地から50メートルの範囲に含まれ る土地であること。
- 3 建築物の敷地面積は500平方メートル以下であり、敷地周長の7分 の1以上が建築基準法第42条第1項に掲げる道路に現に接してい ること。ただし、袋路状の道路は除く。
- 4 建築物は、必要最小限の規模とし、延べ面積は150平方メートル以 下とする。また、建築物は原則として平屋建てとする。
- 5 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用 | 5 原則として、優良農地を含まないこと。 地及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこ と。
- 6 (削除)

## 留意事項

- 一 1の「合理的理由」とは、当該地に立地する必要性及び事業の実 現性等をいう。
- 二 2の「50メートル」とは、敷地間の距離をいう。
- 三 本薬局は、都市計画法第34条第1号に該当する医薬品小売業の同 業種としては取扱わない。
- 四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内 で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建 築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要し ない。

(平成19年11月30日・旧22繰上・一部改正)

(平成24年4月1日・旧21繰上)

(平成27年4月1日・一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

附則

(施行期日)

1 この基準20は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準20は、令和2年4月1日から施行する。

20 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局

病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした市街化調整 区域内に立地する薬局のうち、次に掲げるすべての事項に該当す るもの。

- 1 市街化調整区域内に立地する薬局とは、医薬品、医療機器等の品 │ 1 市街化調整区域内に立地する薬局とは、医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145 号) 第2条第12項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法(大正 11年法律第70号) 第63条第3項第1号に該当する保険薬局で、主た る業務が調剤を目的とする薬局であり、設置する合理的理由があ ること。
  - る土地であること。
  - 3 建築物の敷地面積は500平方メートル以下であり、敷地周長の7分 の1以上が建築基準法第42条第1項に掲げる道路に現に接している こと。ただし、袋路状の道路は除く。
  - 4 建築物は、必要最小限の規模とし、延面積は150平方メートル以下 とする。また、建築物は原則として平屋建てとする。

  - 6 関係法令等に適合していること。

## 留意事項

- 一 基準1の「合理的理由」とは、当該地に立地する必要性及び事業 の実現性等をいう。
- 基準2の「50メートル」とは、敷地間の距離をいう。
- 三 本薬局は、都市計画法第34条第1号に該当する薬局の同業種とし ては取扱わない。

(平成19年11月30日・旧22繰上・一部改正)

(平成24年4月1日・旧21繰上)

(平成27年4月1日・一部改正)

## 附則

(施行期日)

1 この基準20は、平成27年4月1日から施行する。